

【論文】

準市場の優劣論と日本の学校選択（2・完） —— 実証的調査・研究の整理

児山正史

目次

1. はじめに
2. 概観
3. 供給者への誘因
4. 利用者の行為主体性
5. 条件の充足（以上、前号）
6. 良いサービスの提供
7. 他のモデルとの比較
8. おわりに

6. 良いサービスの提供

ルグランは、準市場が、質、効率性、応答性、公平性（教育については社会的包摂も）の点で良い公共サービスを提供する可能性が他のモデルよりも高いと主張していた。しかし、日本の学校選択に関しては、質の向上には限界がある（質はむしろ低下する）、公平性や社会的包摂を損う、学校が序列化する、生徒・親・学校と地域の関係が切断されるという批判があった。

(1) 質

ルグランによると、供給者は、利用者に選択されないことによって資金を失うなどの不都合な結果に直面するならば、サービスの質を改善しようとする。しかし、このような主張に対しては、教育の質には学校・教員だけでなく社会や生徒・親も影響を与えるので、学校選択制は効果が限られており、むしろ生徒・親の意識に悪影響を与えて教育の質を低下させるという批判や、困難を抱えた生徒が集中する学校では教育の質が低下するという批判があった。学校選択制によって学校・教員のどのような努力がどのくらい促されるかについては第3節で整理したので、ここでは、生徒・親の意識に対する影響、困難を抱えた生徒が集中することによる影響、生徒の成績への影響につい

て、実証的な調査・研究を整理する。

①生徒・親の意識への影響

学校選択が生徒・親の意識に与える影響については、選択することでその学校に来たくて来ているという自覚が生まれるという主張と、逆に、校内暴力・いじめなどの問題に対する消極的・逃避的な構えを助長する、劣位に位置づけられた学校の生徒に劣等感・疎外感を抱かせるという批判があった。以下、学校選択制の効果に関する教育委員会・教員や親へのアンケート調査、選択を行使した生徒・親の意識を分析した研究、劣位に位置づけられた学校の生徒の意識に関する教員の記述を整理する。

(a) アンケート調査

まず、学校選択制の効果に関する教育委員会や親への全国的なアンケート調査では、保護者の学校教育への関心が高まったとする回答が比較的多い。第3節で述べたように、内閣府の市区教育委員会アンケート（2006、07、08年度）によると、学校選択制を導入して良かったこととして多く挙げられたのは、保護者の学校教育への関心の高まり（小中学校の3回の平均は51.5%）、個性に合った学校で学べるようになったこと（48.3%）、特色ある学校づくり（45.7%）などだった（内閣府2009b：12）。同じく、文部科学省の抽出教育委員会アンケートでも、学校選択制の導入による成果として多かったのは、その他（39%）、保護者の学校教育への関心の高まり（34%）、個性に合った学校で学べるようになったこと（33%）、特色ある学校づくり（32%）だった（文部科学省2010）。また、文部科学省の自治体調査によると、学校選択制を導入してよかったこと（複数回答）は、個性に合った学校で学べるようになったこと（小学校49.6%、中学校61.6%）、保護者の学校教育への関心の高まり（46.4%、51.4%）、その他（33.3%、30.8%）、特色ある学校づくり（32.5%、37.3%）、学校間の競争による教育の質の向上（9.2%、12.4%）だった（文部科学省2008）。内閣府の保護者アンケート（2009年）でも、学校選択制を活用・検討した保護者に対して子供のために良かったと感じる点を尋ねたところ（複数回答）、「保護者の学校教育への関心が高まった」が25.8%、「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」が25.3%、「学校を選ぶに当たって保護者と子どもの十分な話し合いが行われるようになった」が21.3%、「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進されている学校に就学できた」が18.0%などだった（内閣府2009a：31）。このように、保護者の学校教育への関心の高まりは、個性に合った学校で学べることや特色ある学校づくりなどと並んで、学校選択制の効果の上位に挙げられている。

次に、自治体ごとのアンケート調査でも、保護者の関心が高まるなどの効果があったとする回答が比較的多い。東京大学・品川区教育委員会の品川区教員アンケートでは、「保護者の学校や教育に対する関心が非常に高まった」と思うかどうかを尋ねたところ、「とてもそう思う」という回答は管理職が3.1%、非管理職が5.4%、「そう思う」はそれぞれ54.6%、45.9%だった（品川区教育政策研

研究会編2009：52-3)。また、品川区の保護者に対する民主教育研究所のアンケート調査（調査の概要は不明）によると、学校選択制の導入によって「学校や教育を考える機会になった」と「思う」と回答した割合は69%だった（廣田2004b：152）。このように、保護者の関心が高まったなどの回答が半数以上である。

以上のように、学校選択制の効果に関する教育委員会・教員や親へのアンケート調査では、保護者の関心が高まったとする回答が比較的多い。

(b)生徒・親の意識の分析

選択を行使した生徒・親の意識については、生徒の教員への意識や親の学校への愛着を分析した研究がある。

まず、ある自治体の生徒に対して、小学6年生の2月と中学1年生の7月・11月に追跡調査を行った研究によると、「先生とはできるだけ話したいと思う」「先生の言っていることはだいたい『正しい』と思う」という設問に否定的に回答した割合は、小学6年生の時点では指定校変更をした生徒の方が多かったが、中学1年生の時点ではそのような傾向は見られなくなったとされる。（加藤2006：394-5）⁽¹⁾

他方、品川区の小学生の保護者に対するアンケート調査を分析した研究によると、「子どもが通う学校に愛着を感じる」と回答した割合は、地元以外の学校を選択した保護者の方が低かった。ただし、その解釈は一義的ではなく、入学以前の期待と入学以後の状況に乖離が生じているのかもしれないとも述べられている。（橋野2003：361-2）

このように、選択を行使した後に生徒の教員に対する否定的な意識が減少したことを示す研究がある。なお、選択を行使した親の方が学校への愛着が低いことを示す研究もあるが、選択の行使による影響かどうかは不明である。

(c)劣位の学校の生徒の意識

足立区のある教員によると、学校選択制の導入後、生徒には集中校を上位に見て流出校を見下すような言動が見られ、抽選から外れた生徒は入学時から意欲を失っているとされる（橋本2008：85-6）。ただし、人気校と不人気校の生徒の意識の違いを数値で示すなどした調査・研究は見られない。

②困難を抱えた生徒の集中による影響

困難を抱えた生徒が集中する学校で教育の質が低下するという批判については、そのような事例が紹介されている。生徒数が減少した足立区の中学校の教員は、悪い評判が決まると、問題を抱えた子供の比率が高くなるので、学校はますます難しくなるという悪循環があると指摘したとのことである（久富2000：108）。また、同じく足立区の中学校の教員は、流出傾向が大きくなると、経済的に困難を抱える生徒の比率が高まり、成績上位者が集まらず、授業や生活指導の困難を多く抱える

結果となっていると述べている（橋本2008：85）。ただし、これらの記述を裏づける数値などは示されていない。学校選択制によって経済的・教育的な困難を抱えた生徒が集中するようになったかどうかは、公平性・社会的包摂の問題として次項で扱う。また、困難を抱えた生徒が集中することなどによって全体的に教育の質が低下したかどうかについては、生徒の成績への影響として次に述べる。

③生徒の成績への影響

教育の質には多様な側面があるが、学校選択制が生徒の成績に与える影響については、いくつかの自治体に関する研究が行われている。

まず、足立区の生徒の学力調査の点数を東京都の平均点と比較した研究では、足立区の点数が改善したというデータが示されている。東京都が2004、05、06年に中学2年生を対象に実施した学力調査では、東京都の平均点に対する足立区の点数の比率は、国語がそれぞれ96.1%、97.6%、97.3%、数学が93.8%、92.6%、95.0%、英語が90.5%、91.7%、94.3%だった。そして、学校選択制が、他の教育政策とともに、教員の生産性を向上させたという説明が可能であると述べられている（Yoshida et al. 2009: 468-70、吉田2007）。しかし、この研究に対しては、足立区の点数は時期や教科によって多様であることや⁽²⁾、学校選択制を導入していても点数が低下している区があること⁽³⁾（嶺井編著2010：27-8）、学校選択制以外の要因を制御していないこと（中村2009：58）が指摘されている。

次に、東京都の学力調査のデータを分析した研究によると、学校選択制を導入していた地域は、他の条件（生徒1人当たりの教員数、資本的支出、消費的支出）を一定にすれば、選択制を導入していなかった地域と比較して正答率（%）が0.061ポイント高くなるが、この値は統計的に有意ではなく、学校選択制が教育達成に与える影響はなかったとされる。ただし、学校選択制が明示的に導入される前から実質的に行われていたため選択制の影響を正確に推定していない可能性や、逆に、学校選択制と同時に導入された制度変更（学校評価など）を考慮していないため選択制の効果を過大に推定している可能性があるとも述べられている。（同上59,72）

このように、学校選択制の導入後の生徒の成績の変化は、自治体、時期、教科によって多様であり、学校選択制によって成績が向上したことも低下したことも論証されていない。

以上、学校選択制が生徒・親の意識や教育の質にどのような影響を与えるかに関わる実証的な調査・研究を整理してきた。まず、学校選択制の効果に関する教育委員会・教員や親へのアンケート調査では、保護者の学校教育への関心が高まったなどの回答が比較的多い。また、選択を行使した後に生徒の教員への否定的な意識が減少したことを示す研究もある。ただし、学校選択制によって生徒の成績が向上または低下したことは論証されていない。

(2) 公平性・社会的包摂

ルグランによると、公平性とは、社会経済的地位などのニーズと無関係な違いに関わらずサービスを利用できることである。また、社会的包摂は、教育に特有の目的であり、学校が社会の溶融炉の役割を果たし、文化的分裂を融解するという考え方である。

日本では、学校選択制が導入されると、学校が序列化されて相対的に価値の高い教育と価値の低い教育を受ける者が現れる、進学準備・情報収集の能力の高い階層の子供ほど上位の学校に入学する傾向が強まる、生徒の属性が学校内で同質化し学校間で異質化すると批判されていた。このような批判に対しては、従来から公立学校の間地域に階層差を反映した格差が存在してきたことや、公立学校と私立学校の間社会的分裂が存在してきたことが指摘されていた。ルグランも、不公平や社会的分裂は転居や私立学校への入学によっても生じると指摘していた。

これらの議論のうち、学校の序列化とその弊害については次項で扱う。また、進学準備・情報収集の能力の違いについては、いいとこ取りや情報の問題として既に扱った。そこで、本項では、学校選択制によって公立学校間および公立学校と私立学校間の生徒の特徴の違いに変化が生じたかどうかに関わる実証的な調査・研究を整理する。

①公立学校間

公立学校間の生徒の特徴の違いについては、家庭の所得や生徒の成績の違いの変化を分析した研究がある。

まず、家庭の所得の違いについては、東京都の2つの中学校の間で就学援助率の違いが拡大した例を示した研究がある。それによると、ある中学校は、学力テストの成績が最上位に位置し、生徒数が増加し、就学援助率が2002年度の28.1%から05年度の23.8%に減少したのに対して、もう1つの中学校は、学力テストの成績が下位に低迷し、生徒数が減少し、就学援助率が34.7%から48.1%に増加した(嶺井・中川2007:103-4)。ただし、このような違いの拡大が一般的に見られるかどうかは示されていない。

次に、生徒の成績の違いの変化については、足立区に関する研究があるが、学力調査の実施主体、学年、時期、教科によって多様である。例えば、足立区が中学1年生に対して2005年と06年に行った学力調査の結果を比較すると、学校間の点数の差は国語ではほぼ同じで、数学ではやや縮小した。また、東京都が中学2年生に対して2004年と06年に行った学力調査では、点数の差は国語と英語で拡大し、数学では縮小した(Yoshida et al. 2009: 468)⁽⁴⁾。また、東京都が2004~07年に実施した学力調査で最高点だった学校と最低点だった学校の点数差は、国語、社会、理科で拡大し、数学ではあまり変化がなく、英語では縮小した(嶺井編著2010:30)。

このように、公立学校間で家庭の所得の違いが拡大した例を示した研究があるが、それが一般的かどうかは示されておらず、また、生徒の成績の違いの変化は多様である。

なお、地域の階層差や転居から生じる不公平・社会的分裂に関連して、足立区における小学校の

質と地価の関係を分析した研究がある。それによると、2001年には私立中学進学率（%）が10ポイント増加すると地価は2.6%増加し、02年には同じく2.1%増加する関係が見られたが、03、05、06年にはそれぞれ0.8%、0.9%、1.6%増加する関係になった（2004年はデータなし）。ここから、学校の質は地価に影響を与えるが、その効果はあまり大きくなく、2002年度の学校選択制の導入によってその効果が小さくなったと述べられている。（吉田他2008：12-5）

②公立学校と私立学校

公立学校と私立学校に進学する生徒の間には、親の学歴や職業に違いがあることが示されている。ベネッセの東京都保護者アンケートによると、私立中学校に進学する割合は、保護者の最終学歴が18歳の場合は12.0%、20歳では35.8%、22歳では44.0%だった（ベネッセ2005：10）。足立区のデータを分析した研究でも、社会的地位の高い職業の比率が大きい学区の生徒は、私立学校を選択する傾向があることが示されている（Yoshida et al. 2009: 456）。

このような社会的分裂に対する有効な解決策は学校選択制による公立学校の改革であると主張されることもあるが、学校選択制の導入後、私立学校への入学率や階層間の違いが減少したことは示されていない。品川区の公立中学校への進学率は、2004、06年は約75%だったが、08年には71.8%に下落した。また、目黒区の公立小学校への進学率は10年ほど変わっていないとされる（菊池他2008a：34、2008b：36）。足立区でも、学校選択制の導入後、私立学校への進学率は低下しなかった。階層別に見ると、社会的地位の高い職業の比率が大きい地域では私立学校の選択に歯止めがかからず、他の地域では私立学校の選択が抑制された（Yoshida et al. 2009: 456-7）。

このように、公立学校と私立学校の間には社会的分裂が存在してきたが、学校選択制によってこれが縮小したことは示されていない。

以上、学校選択制によって学校間の生徒の特徴の違いに変化が生じたかどうかに関する調査・研究を整理した。まず、公立学校間では、家庭の所得の違いが拡大した例が挙げられているが、それが一般的かどうかは示されていない。また、生徒の成績の違いの変化は、学力調査の実施主体、学年、時期、教科によって多様である。次に、公立学校と私立学校の違いについては、学校選択制の導入後、私立学校への進学率や階層による違いが減少したことは示されていない。

(3) 序列化

日本では、学校選択制によって学校の序列化（学校間の人気の差）が生じ、その結果、受験競争をはじめとするさまざまな弊害が生み出されると批判されていた。本項では、学校間の人気の差が生じているかどうか、学校間の人気の差が生じる要因は何か、不人気な学校にどのような対応がなされているか、序列化による弊害が生じているかどうかに関する実証的な調査・研究を整理する。

①学校間の人気の差

学校間の人気の差に関する代表的な研究は、東京都、埼玉県、広島県、富山市、金沢市、長崎市、那覇市の事例を取り上げて、選ばれる学校と選ばれない学校がほぼ固定化する傾向にあると結論づけている（嶺井編著2010：143）。この研究は、学区外からの流入数や学区外への流出数を棒グラフなどで示しており（嶺井・中川編著2005、嶺井・中川2007、嶺井編著2010）、流入・流出の傾向がおおむね固定していることを感覚的に把握することができる。

いくつかの自治体については、人気の差が拡大したことが示されている。品川区の各小学校の入学率は、学校選択制導入初年度の2000年には40校中17校が0.9～1.1に集まっていたが、2003年度にはこのような学校は40校中9校に減少し、入学率が0.7未満の学校は5校から11校に、1.3以上の学校は4校から9校に増加した（廣田2004a：55）。また、足立区でも入学率の差が拡大し、日野市では流入校・流出校の数が増加したと言われている（久富2005：70）。

このように、学校間の人気の差がおおむね固定し、いくつかの自治体では拡大していることが示されている。

②人気の差の要因

上述の代表的な研究は、学校間の人気の差が生じる要因も挙げている。それによると、プラスに働く要因は、伝統校（評判の良い学校）、施設・設備の良さ、中学校では部活、マイナスに働く要因は、小規模校、立地条件の悪さ（自治体・学区の端、人気校の近く）、良くない評判（風評）、校舎の古さなどである。（嶺井・中川2007：129）

これらの他にも、通学の利便性・安全性（廣田2004a：56、嶺井編著2010：68）、地域の特性（住宅街、住民の職業）（廣田2004a：55、菊池・各務2004：35、石渡他2006：38）、話題性（小中一貫校、民間人校長、研究指定校など）（嶺井・中川編著2007：62）、小学校では私立中学受験者・進学者の多さ（廣田・深見2001：320-1、廣田2004a：55、嶺井編著2010：48）、特に中学校では成績（嶺井・中川2007：129-31、嶺井編著2010：62-6）などが挙げられている。

このように、学校間の人気の差が生じる要因は多様であり、立地、歴史、施設・設備、規模、生徒の成績・進路、部活、特色、評判などがある。

③不人気な学校への対応

学校選択制が学校の序列化をもたらすという批判に対しては、不人気な学校を顕在化し、その改善を促すという反論もあった。

第3節で述べたように、入学者が減少した学校では、教員が危機感を持ってPRの強化や教育の充実を行った例がある。また、教育委員会も人員や予算の支援を行っていると言われる（安田編著2010：22、若月編著2008：44）。

学校の努力や教育委員会の支援によって不人気校が人気を高めた事例も紹介されている。足立区

のある小学校は、1997年度の入学者が10人だったが、小規模校の特色を生かした教育活動を展開し、テレビや新聞で取り上げられたこともあり、99年度には新入生が20人を超えた（児玉2000：50、53）。江東区のある小学校は、伝統校に囲まれて生徒の確保に苦戦し、2006年度まで入学者は30人前後だったが、教育委員会の手厚い援護を受け、小規模でも子供の面倒をしっかりと見ようとしたところ、07年度には46人、08年度は70人に急増した（瀧井2009：244-5）。また、品川区のある中学校は、荒れの風評があったため2003年度までは流出校だったが、校長の交代を契機に部活動の活性化や土曜日の補習授業を行い、04年度からは人気校に転じた。ただし、小中一貫校や冷暖房完備・新校舎の中学校に抜かれ、2007年度からは再び流出校になった（嶺井・中川2007：41、嶺井編著2010：52）。品川区の別の中学校は、2002年度には入学者が9人だったが、新しい校長が公開授業、少人数教育、習熟度別授業などに取り組んだ結果、03年度には38人に増加した。しかし、その後は漸減し、2006年度には入学者がゼロとなり、07年度には新入生の募集を停止した（瀧井2009：246）。品川区では小中一貫校が人気を集めており、2005年度まで流出校だった小中学校が06年に一貫校化すると、一番の人気校になった（嶺井・中川2007：40、嶺井編著2010：46-7）。

このように、不人気な学校が、教育活動の改善、校長の交代、小中一貫校化などによって人気を高めた事例が紹介されている。しかし、効果は一時的または部分的であり、学校間の人気の差は上述のとおりおおむね固定している。

④序列化の弊害

学校が序列化すると、進学競争が生じ、その結果、教育機会の差別化・階層化が起こり、子供に劣等感や歪んだ優越感が醸成され、さらに、教育困難校が出現し、その教職員の意欲に否定的な影響が及ぶと批判されていた。これらの他に、生徒数の過少・過多による弊害も指摘されている。

(a) 進学競争とその結果

進学競争とその結果としての弊害については、いいとこ取り、選択の行使や情報の入手・活用と階層との関係、公平性・社会的包摂、生徒・親の意識への影響、困難を抱えた生徒の集中の問題として既に触れたが、ここでは序列化の弊害の問題として改めて整理する。

まず、進学競争については、日本の公立小中学校はいいとこ取りを行うことはできず、高校・大学のような受験競争は生じていないと考えられる。なお、抽選に当たるための競争は一部で起きているが、その規模は小さい。内閣府の保護者アンケート（2006、09年）によると、学校選択制が導入されていると回答した保護者のうち、定員を超えた等の理由で希望する学校に通学させることができなかった割合は0.5%、0.0%だった（内閣府2006：17、2009a：28）。

このように、日本ではいいとこ取りは行われていないため、それによって教育機会の差別化・階層化などの弊害が生じることはないと考えられる。しかし、選択を行使する割合や入手・活用する情報が階層間で異なれば、そこから教育機会の階層化や教育困難校が生じる可能性もある。まず、

選択を行使する割合については、親の職業との関係を示す研究がある一方で、親の学歴や家庭教育との関係はないとする研究もあった。次に、入手・活用する情報については、親の自由時間や職業との間に極めて緩やかまたは非継続的な関係があることを示す研究があった。そして、教育機会の階層化や教育困難校については、このような問題が生じたとする教員の指摘や、学校間で家庭の所得の違いが拡大した例を挙げる研究があったが、それが一般的かどうかは示されていない。また、学校間での生徒の成績の違いの変化は多様だった。なお、子供の劣等感・優越感については、そのような言動が見られるとする教員の指摘があったが、それを数値で示した調査・研究は見られなかった。

以上のように、日本の公立小中学校の選択制では、高校・大学のような受験競争やその結果としての弊害は生じていないと考えられる。選択を行使する割合や入手・活用する情報が階層間で異なり、そのことなどから弊害が生じていることを指摘する研究があるが、それが一般的かどうかは示されておらず、別の結論を示す研究もある。

(b) 生徒数の過少・過多

進学競争やその結果としての弊害の他に、不人気校における生徒数の過少や人気校における生徒数の過多による弊害も指摘されている。

まず、生徒数の少ない学校では、行事が寂しい、部活動が成り立たない、教員1人当たりの負担が大きくなるなどの問題があるとされる（安田編著2010：29、山本2004a：43）。ただし、小規模校の良さを生かしたきめ細かな指導が行われるなどの利点も挙げられている（安田編著2010：29、橋本2009：58）。

逆に、生徒数の多い学校では、教室不足のため倉庫・PTA室を教室にしたり、特別教室・図書室を普通教室にした例や、生徒の管理・ケアが行き届かないという問題があると指摘されている（山本2004a：43、2004b：97、佐貫2010：70、橋本2008：85、菊池他2008b：85）。ただし、先述のとおり、生徒・親は大規模な学校を選択する傾向がある。

このように、生徒数の過少・過多による弊害が挙げられているが、小規模校・大規模校にはそれぞれ利点も挙げられている。

以上、学校の序列化とその弊害に関する調査・研究を整理してきた。学校間の人気の差はおおむね固定し、いくつかの自治体では拡大している。このような人気の差が生じる要因は多様である。序列化によって、高校・大学のような受験競争やその結果としての弊害は生じていないと考えられるが、選択を行使する割合や入手・活用する情報が階層間で異なることなどから、教育機会の階層化や教育困難校などの弊害が生じているとする研究もある。ただし、それが一般的かどうかは示されておらず、別の結論を示す研究もある。なお、生徒数の過少・過多による弊害も挙げられているが、小規模校・大規模校には利点も挙げられている。

(4) 生徒・親・学校と地域の関係

日本では、学校選択制が生徒・親・学校と地域との関係を切断し、地域の教育機能の低下などの悪影響をもたらすと批判されていた。⁽⁵⁾

学校選択制によって地域の教育機能が低下した例としては、夏休みの地域パトロールが組みにくくなった、子供会ができなくなった、地元以外の子供が多いため学校づくり協議会に力が入らない、荒れている学校の立て直しへの地域の協力が得にくくなった、などが挙げられている（橋本2008：86、瀧井2009：242、石渡他2006：40）。逆に、特に生徒数が減少した学校では、学校行事への参加・協力やペンキ塗りなど、地域住民が学校への支援を強化した例も挙げられている（福島2000：103、山本2004b：107-8、久富2000：113-4、児玉2000：52-3）。

教育委員会・教員や親に対する調査でも、学校と地域との関係が弱まったという回答と強まったという回答がある。まず、内閣府の市区教育委員会アンケート（2006、07、08年度）によると、学校選択制を導入していると回答した教育委員会のうち、導入して悪かった点として「学校と地域の連携が希薄になった」を挙げたものは8～13%であり、逆に、導入して良かった点として「地域住民と学校との結びつきが強くなった」を挙げたものは5～10%だった（内閣府2009b：14、12）。また、文部科学省の抽出教育委員会アンケートによると、学校選択制の導入による課題として「学校と地域との連携が希薄になった」を挙げたものは6%だった（文部科学省2010）。次に、東京大学・品川区教育委員会の品川区教員アンケートでは、「地元地域・学区の住民の学校に対する関心が高まり、学校の活動への支援・協力を得やすくなった」と思うかどうかを尋ねたところ、管理職の回答は「とてもそう思う」が5.2%、「そう思う」が57.7%、非管理職は「とてもそう思う」が1.0%、「そう思う」が25.1%、「どちらとも言えない」が60.3%だった（品川区教育政策研究会編2009：55-6）。最後に、内閣府の保護者アンケート（2009年）では、学校選択制を活用・検討した保護者（学校選択制が導入されていると回答した保護者の45.8%）に子供のために良かったと感じる点を尋ねたところ（複数回答）、「地域住民と学校との結びつきが強くなった」を挙げたものが9.0%だった。他方、学校選択制が導入されていると回答した保護者のうち、悪かったと思う点があると答えた保護者（22.1%）に悪かったと感じる点を尋ねたところ（複数回答）、「学校と地域との連携が希薄になった」が23.3%だった（内閣府2009a：26、31、33-4）。

このように、学校選択制によって地域の教育機能が低下したという事例・回答と強化されたという事例・回答がある。

(5) その他

教育委員会や親へのアンケート調査では、学校選択制によるその他の効果や悪影響も挙げられている。

まず、学校選択制の効果としては、個性に合った学校で学べるようになったことが比較的多く挙げられている。第3節で述べたように、教育委員会へのアンケート調査では、このような効果が

あったとする回答が3～6割であり、保護者の学校教育への関心の高まりや特色ある学校づくりと並んで上位だった（内閣府2009b：12、文部科学省2010）。その例としては、自分のやりたいことができる学校や自分に合う校風の学校を選べた、部活動で選択肢が広がった、個性に合った規模の学校を選ぶことができた、小規模校で積極性や主体性が育っている、などが記述されている（同上）。また、先述のように、内閣府の2009年の保護者アンケートでは、学校選択制を活用・検討した保護者に対して子供のために良かったと感じる点を尋ねたところ、保護者の学校教育への関心が高まったこと、個性に合った学校で学べるようになったことが上位を占め、ともに25%程度だった（内閣府2009a：31）。なお、内閣府の2006年の保護者アンケートは回答者や選択肢が異なっており、学校選択制を活用・検討して良かったと回答した保護者（活用・検討した保護者の70.3%）に対してその理由を尋ねたところ（14の選択肢から複数回答）、「地理的に自宅から近い学校に通えた」が53.2%、「兄弟や仲の良い友達などと一緒に学校に通えた」が28.8%、「子どもの個性に合った学校で学ぶことができた」が23.1%、「子どもが希望するクラブ活動などに参加できた」が21.8%、「いじめや不登校、学級崩壊等の校内問題がなかった」が20.5%などだった（内閣府2006：20）⁽⁶⁾。このように、通学距離、兄弟・友人の通学、部活動なども含めて、生徒・親の希望に合う学校に通えたことが多く挙げられている。

他方、学校選択制によるその他の悪影響としては、教育委員会に対する調査では、通学距離が長くなり安全の確保が困難になったことが比較的多く挙げられている。内閣府の市区教育委員会アンケート（2006、07、08年度）によると、学校選択制を導入していると回答した自治体のうち、導入して悪かった点（複数回答）として、「通学距離が長くなり、登下校時の児童の安全の確保が難しくなった」を挙げたものは8～18%（小中学校の3回の平均は14%）で最も多く、以下、学校と地域の連携の希薄化が8～13%（10%）、その他が8～12%（9%）入学者が減少し適正な学校規模を維持できない学校が生じたことが4～10%（7%）などだった（内閣府2009b：14）。文部科学省の抽出教育委員会アンケートでも、学校選択制の導入による課題を尋ねたところ、「課題は特にない」が39%、「その他」が38%、「通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなった」が12%、「学校と地域との連携が希薄になった」「入学者が大幅に減少した学校ができ、適正な学校規模が維持できない学校が生じた」がともに6%、「学校間の序列化や学校間格差が生じた」が2%だった（文部科学省2010）。ただし、親へのアンケート調査の結果は異なっており、内閣府の2009年の保護者アンケートでは、通学距離の問題は7つの選択肢の中で「その他」と並んで最下位（学校選択制が導入されていると回答した保護者の4%）だった（内閣府2009a：34）。このように、教育委員会へのアンケート調査では、通学距離が長くなり安全の確保が困難になったという悪影響が比較的多く挙げられているが、保護者へのアンケート調査の結果は逆である。

7. 他のモデルとの比較

ルグランは、準市場が他のモデルよりも優れていると主張していたが、日本の教育については、生徒・親・住民・教員が共同で学校を作るモデル（ルグランのいう発言モデルの一種）の優位が主張されていた。ルグランは、発言モデルは教育や発言力に恵まれた者に有利であると指摘し、また、発言は選択と結びつけることができる（選択は発言の力を与える）と主張していた。しかし、選択によって参加の意欲がそらされるという考え方もあった。

住民の参加については前節で地域の教育機能の問題として扱ったので、本節では、親の発言・参加と階層との関係、選択と親の発言・参加との関係についての調査・研究を整理する。

(1) 発言・参加と階層

発言・参加と階層との関係については、多様な結果が示されている。

まず、山陰地方の3町の小・中・高校生の父母に対するアンケート調査⁽⁷⁾を分析した研究によると、学校生活・学校教育の諸問題（PTAのあり方、宿題の量、学校施設、学校のきまり・規則、運動会のあり方、教材費や給食費、通信簿のあり方、学級担任の選択、学校の教育目標、教師の教え方）に関して、父母としてどの程度意見を出してよいと考えているか（学校関与意識）は、農林業従事者で高く、技術職・専門・管理職・自由業従事者で低かった。また、低学歴層で高く、高学歴層で低いという関連も見られた。ただし、学校関与意識の高さと実際の行動とは必ずしも一致せず、関与意識が最も高い層でPTA役員経験者の比率が4分類中2番目に低く、教師に「相談したくない・できない」と答える比率が最も高かった。（高口1987：38, 40）

次に、関東地方のある小学校の全児童の保護者に対するアンケート調査⁽⁸⁾を分析した研究によると、学校支援活動（学校ボランティア、PTA役員、奉仕作業などのPTA活動）を行った割合は、父親がホワイトカラー（管理的職業、専門的職業、技術的職業、事務的職業、自営の商工サービス業）である方がブルーカラー（農林漁業、技能労働的職業、一般作業的職業）であるよりも多かった。（城内・藤田2011：91-3）

このように、農林業従事者や低学歴層の方が学校に発言する意識が高いことを示す研究があるが、意識と行動が一致しないことや、父親がホワイトカラーである方が学校に参加した割合が多いことを示す研究もある。

(2) 選択と発言・参加

選択と発言・参加との関係については、事例研究やアンケート調査に基づく研究がある。

まず、事例研究では、学校選択制の下で親の発言・参加が消極的になった例と積極的になった例が紹介されている。ある人気校の説明会では、校長が、厳しい生活指導の方針を示した後で、この学校が厳しいと思ったら別の学校を選択してもかまわないと述べ、保護者からは、学校に意見を言うにくくなったという声が聞かれたとのことである（廣田2004b：154、山本2004a：44）。逆に、良い学

校という評判なので入学させたが、期待ほどではなく失望しているという抗議電話が入学早々にあった例も紹介されている（廣田2004b：154）。また、特に生徒数が減少した学校では、父母会・授業参観への出席、父親の会の発足、PTAによる学校のPRや土曜教室への協力など、親の参加が増加した例も挙げられている（福島2000：103、教育ジャーナル2001：12、菊池他2006：22、山本2004b：107、久富2000：113、児玉2000：52-3）。

次に、品川区の小学校の保護者に対するアンケート調査を分析した研究によると、地元以外の大規模校を選択した保護者は、PTA時における意見・要求や平時の校長に対する意見・要求の頻度が低かったが、地元以外の小規模校を選択した保護者は、平時の校長に対する意見・要求の頻度が高かった。また、地元の学校を選択した保護者と地元以外の同規模の学校を選択した保護者の意見・要求の頻度はほぼ同様だった。（橋野2003：359）

このように、選択と発言・参加との関係は多様であり、選択した学校の規模によっても異なることが示されている。

8. おわりに

本稿では、準市場の優位というルグランの主張に沿って、日本の学校選択に関する実証的な調査・研究を整理してきた。最後に、これまでの調査・研究で明らかになったことを要約した上で、日本の学校選択について暫定的に考察し、今後の調査・研究の課題を挙げる。

(1) 要約

日本の学校選択について、これまでの実証的な調査・研究によって明らかになったことは、以下のとおりである。

①供給者への誘因

学校選択制によって学校・教員のどのような努力がどのくらい促されるかについては、学校選択制の効果に関する教育委員会への全国的なアンケート調査によると、特色ある学校づくりが上位に挙げられていたが、教職員の意識の変化や学校間の競争による質の向上は中位または下位だった。また、事例研究では、学校選択制の導入に伴い、PRの強化、教育の充実、表面的な変化、学力調査における不正行為が促された例が挙げられていた。

②利用者の行為主体性

学校の選択を希望・行使する生徒・親がどのくらいいるかについては、全国的なアンケート調査によると、学校選択制に肯定的に回答した親が6割前後、学校選択が可能なら活用・検討したいと回答した親が7～8割程度、学校選択制が導入されていると回答した親のうちそれを活用して地元以外の学校に通学させた親が15%前後、同じく活用を検討した上で地元の学校に通学させた親が

25%程度、活用・検討した親のうちそれを肯定的に評価した親が5～7割だった。ただし、学校選択制への肯定的な回答や選択の行使の割合は、自治体や時期によって大きく異なっていた。

学校選択制への賛否と階層との関係については、所得や学歴が高いほど賛成の割合が多いことを示す調査・研究があった。他方、選択の行使と階層との関係については結果は分かれており、社会的地位の高い職業の比率が大きい学区の生徒ほど地元以外の学校を選択しやすかったことを示す研究がある一方で、親の学歴や家庭教育との関係はないとする調査・研究もあった。

③条件の充足

(a)競争

通学可能な学校がどのくらいあるかについては、人口の70%は歩いて通える距離に複数の小中学校があるとされているが、学校の数は自治体や地域によって異なり、それが選択の行使に影響を与えることが示されていた。

学校選択制が小規模校の廃止を促進するかどうかについては、まず、極端に小規模な学校や統廃合の不安のある学校は生徒・親に回避されることが多いと解釈できた。また、学校選択制によって小規模校が生徒数を減らす場合の方が多いというデータが示されていた。しかし、学校選択制が導入されている方が小規模校が廃止されやすいかどうか、それによる悪影響が生じやすいかどうかは、選択制が導入されていない場合とも比較して分析する余地がある。

(b)情報

生徒・親がどのような情報をどのように入手・活用するかについては、まず、親が入手した情報は学校などからの公式なものが多いが、役立つ情報や重視した情報は他の親などからの非公式なものが多いという調査結果があった。また、親は自分の選択には7～8割が自信を持っているが、他人の判断には6割以上が否定的な評価をしているという調査結果があった。

生徒・親が一般的に重視したのは、通学の距離・安全や友人関係など、学校・教員の努力では直接改善できない側面だったが、選択を行使した親は、いじめ・不登校や生活指導・しつけなど、学校・教員の努力で直接改善できる可能性のある側面を重視したという調査結果もあった。また、学力調査の学校別の点数の公表が、特に中学校の選択に影響を与えたことを示す研究もあった。

入手・活用する情報と階層との関係については、親の自由時間や家庭内で教育について話す時間、親の職業との間に、極めて緩やかまたは非継続的な関係があることを示す研究があった。

(c)いいとこ取り

日本の公立小中学校の選択制は、市町村教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校についてあらかじめ保護者の意見を聴取するものである。そのため、学校が生徒のいいとこ取りを

行うことはできず、学校による生徒の選別・差別や高校・大学のような受験競争は生じていないと考えられる。また、これらの問題の発生を指摘した調査・研究は見られなかった。

④良いサービスの提供

(a) 質

学校選択制が学校・教員のどのような努力をどのくらい促すかについては先述のとおりである。生徒・親の意識への影響については、まず、学校選択制の効果に関する教育委員会・教員や親へのアンケート調査によると、保護者の学校教育への関心が高まったなどの回答が比較的多かった。また、選択を行使した後に生徒の教員への否定的な意識が減少したことを示す研究があった。

学校選択制が生徒の成績にどのような影響を与えるかについては、選択制導入後の学力調査の点数の変化は自治体、時期、教科によって多様であり、生徒の成績が向上または低下したことは論証されていなかった。

(b) 公平性・社会的包摂

公立学校間の生徒の特徴の違いについては、家庭の所得の違いが拡大した例を挙げる研究があったが、それが一般的かどうかは示されていなかった。また、学校間の生徒の成績の違いの変化は、学力調査の実施主体、学年、時期、教科によって多様だった。なお、転居による不公平・社会的分裂に関しては、学校の質が地価に与える影響は選択制の導入前から大きくなく、導入後にさらに小さくなったことを示す研究があった。

公立学校と私立学校間の生徒の特徴の違いについては、学校選択制の導入後、私立学校への進学率や階層間の違いが減少したことは示されていなかった。

(c) 序列化

学校の序列化については、学校間の人気の差はおおむね固定し、いくつかの自治体では拡大していることが示されていた。このような人気の差が生じる要因は、立地、歴史、施設・設備、規模、生徒の成績・進路、部活、特色、評判など多様だった。

序列化の弊害については、日本の公立小中学校はいいとこ取りを行うことができないため、高校・大学のような受験競争やその結果としての弊害は生じていないと考えられる。選択を行使する割合や入手・活用する情報が階層間で異なり、そのことなどから教育機会の階層化や教育困難校などの弊害が生じているとする研究もあったが、それが一般的かどうかは示されておらず、また、別の結論を示す研究もあった。なお、不人気校における生徒数の過少や人気校における生徒数の過多による弊害も指摘されていたが、小規模校・大規模校にはそれぞれ利点も挙げられていた。

(d) 生徒・親・学校と地域の関係

学校選択制が地域の教育機能を低下させるかどうかについては、事例研究や教育委員会・教員・親へのアンケート調査の結果は分かれており、低下したという事例・回答と強化されたという事例・回答があった。

(e) その他

学校選択制によるその他の効果としては、教育委員会や親へのアンケート調査では、生徒・親の希望（通学距離、兄姉・友人の通学、部活動なども含む）に合った学校に通えたことが上位に挙げられていた。

逆に、その他の悪影響としては、教育委員会へのアンケート調査では、通学距離が長くなり安全の確保が困難になったことが比較的多く挙げられていたが、親へのアンケート調査ではこの問題は最下位だった。

⑤他のモデルとの比較

発言・参加と階層との関係については、農林業従事者や低学歴層の方が学校に発言する意識が高いことを示す研究があったが、意識と行動が一致しないことや、父親がホワイトカラーである方が学校に参加した割合が多いことを示す研究もあった。

選択と発言・参加との関係は多様であり、選択した学校の規模によっても異なることが示されていた。

(2) 考察

次に、これまでの実証的な調査・研究で明らかになったことに基づいて、日本の学校選択の効果について、準市場の優劣論の観点から考察する。

ルグランによると、準市場は、供給者に誘引を与え、利用者を活動的な行為主体として扱うことなどにより、一定の条件が満たされるならば、質・効率性・応答性⁽⁹⁾・公平性の点で良い公共サービスを提供する可能性が他の方式よりも高い。供給者は、利用者に選択されないことによって資金を失うなどの不都合な結果に直面するなら、サービスの質を改善し、より応答的になろうとする（投入される資源の水準が一定であれば、質の向上によって効率性も向上すると考えられる）。また、準市場は、教育や発言力に恵まれた者に有利な発言モデルよりも公平である。ただし、準市場が成功するためには、競争、情報、いいとこ取りなどに関する条件を満たす必要がある。競争とは、多数の供給者が存在することなどを意味する。また、利用者の選択が質の向上をもたらすためには、利用者が質に関する情報を持ち、質を判断しなければならない。いいとこ取りが行われれば、公平性や社会的包摂が損なわれる。（児山2011）

以下では、質・効率性・応答性と公平性・社会的包摂に大別して、日本の学校選択の効果について

て考察する。

①質・効率性・応答性

(a)学校・教員の努力による質・応答性（・効率性）の向上

ルグランによると、供給者は、利用者に選択されないことによって資金を失うなどの不都合な結果に直面するなら、サービスの質・応答性（・効率性）を改善しようとする。しかし、日本の学校選択は、学校・教員の努力によって質・応答性を高める効果が大きいとはいえない。教育委員会へのアンケート調査では、学校選択制の効果のうち学校・教員の努力に関わることは、特色ある学校づくりが比較的上位に挙げられていたが、教職員の意識の変化や競争による質の向上は中位または下位だった。事例研究では、学校が強化・充実した活動はPRが中心だった。また、品川区の教員へのアンケート調査では、教育改革の方法としての学校選択制の有効性は、学校評価や学力調査と同等かそれ以下だった。そして、学校選択制を導入した自治体の方が学力調査の点数が向上したことは論証されていなかった。このように、学校選択制の他の効果や教育改革の他の方法と比較して、また、学校選択制を導入していない自治体と比較して、日本の学校選択は、学校・教員の努力によって質・応答性を高める効果が大きいとはいえない。

その原因としては、学校・教員への誘引が弱いこと、予算・人事に関する学校の権限が小さいこと、準市場の誘引が日本の教員に作用しないこと、競争や情報という条件が必ずしも満たされていないことが考えられる。

第1に、日本の学校選択制は、イギリスの制度と比較して、学校・教員への誘引が弱い。イギリスでは、1988年の教育改革法により、学校選択制が拡大されると同時に、学校の予算（人件費を含む）の大部分が生徒数によって決められるようになった（見山2004：130、本間・高橋編著2000：99）。他方、日本の学校予算は物品購入費や施設営繕費などに限られ、その配分は必ずしも生徒数を基準にしていない（小川編著1996：103-5）⁽¹⁰⁾。そのため、生徒数が減少した学校は多額の資金を失うわけではない⁽¹¹⁾。また、イギリスでは、教員の任用の権限が学校に与えられたが（見山2004：131）、日本では、公立小中学校の教員は都道府県教育委員会が任命し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条）、生徒数が減少した学校の教員は他校に転任する。このように、日本の学校選択制は、イギリスの制度と比較すると、学校・教員が生徒に選択されないことによって資金や職を失うなどの不都合な結果に直面する程度が小さく、それを回避するためにサービスの質・応答性を高めようとする誘引が弱い。

第2に、日本の学校は、イギリスと比べて、予算・人事に関する権限が小さい。イギリスでは、学校選択制の拡大と同時に、学校に予算・人事に関する裁量が与えられた。学校の予算は用途を特定せずに各学校に一括配分され、教員の採用や給与も学校の理事会が決定するようになった（見山2004：130-1, 142、本間・高橋編著2000：99）。日本では、上述のように、学校予算は物品購入費などに限

られ、教員は都道府県教育委員会が任命している⁽¹²⁾。このように、日本の学校は、予算・人事に関する裁量を行ってサービスの質・応答性を高める余地が小さい。

第3に、利用者に選択されない供給者が資金を失うなどの不都合な結果に直面するという準市場の誘引は、日本の教員には作用しない可能性も考えられる。ルグランによると、準市場の誘引は、供給者が利己的な「悪党」でも利他的な「ナイト」でも作用するが、パターンリスティックなナイトには作用しない。悪党的な供給者は、その生計と自己利益が事業への残存にかかっているため利用者を引きつけようとし、ナイト的な供給者も、利用者の利益になるサービスを提供し続けるために事業に残ろうとする。しかし、パターンリスティックなナイトは、利用者の幸福に最も寄与するものは何かについて独自の認識を持ち、利用者自身が知覚した関心事にあまり興味を持たないので、利用者から送られた信号に反応するという準市場の誘因によって適切な行動をとらない(児山2011:19,22)。ただし、日本の教員文化に関する調査では、教員が利己的な動機を持つことや⁽¹³⁾、生徒の要望に耳を傾けない教員が低く評価されること⁽¹⁴⁾が示されており、日本の教員が純粹にパターンリスティックなナイトであるとはいえない。

第4に、日本の学校選択では、競争という条件が必ずしも満たされていないとも考えられる。教育委員会・教員に学校選択制の効果を尋ねたアンケート調査や、生徒の成績に対する学校選択制の影響を分析した研究は、競争の程度(学校選択制の形態、自治体の面積当たりの学校数、学校間の距離、選択を行使した生徒の割合など)との関係を分析していなかった。また、事例研究では、特に入学者が減少した学校で、教員が危機感を持って教育の充実を行ったことも記述されていた。従って、競争という条件が十分に満たされた自治体・学校に限定すれば、学校・教員の努力によって質・応答性を高める効果はより大きくなる可能性もある。ただし、アンケート調査における学校選択制の効果の順位は変わらないとも考えられる。

第5に、日本の学校選択では、生徒・親は、学校・教員の努力によって向上できるような質に関する情報を持たず、重視しないとも考えられる。生徒・親が一般的に重視するのは、通学の距離・安全や友人の通学など、学校・教員が改善しにくい側面だった。ただし、選択を行使した親は、いじめ・不登校や生活指導・しつけなど、学校・教員が改善できる可能性のある側面を重視したという調査結果もあった。また、学力調査の学校別の点数の公表が、特に中学校の選択に影響を与えたことも示されていた。従って、選択を行使する割合が増加し、学校・教員が改善できるような質に関する情報が提供されれば、学校・教員の努力によって質を高める効果が大きくなる可能性もある。

(b)学校システムとしての応答性(・質・効率性)の向上

日本の学校選択は、個々の学校・教員の努力によって質・応答性(・効率性)を高める効果が大きいとはいえないが、これとは別に、学校システム全体としての応答性(・質・効率性)を高める効果がある。先述のように、教育委員会が挙げた学校選択制の効果の中では、個性に合った学校で

学べるようになったことが2番目に多かった。学校選択制を活用・検討した親の回答も同様であり、また、選択肢の異なる調査では、近くの学校、兄弟・友人と同じ学校、個性に合った学校で学べたことや、希望する部活動に参加できたことが上位に挙げられた。このように、通学距離や兄弟・友人の通学、学校の規模や部活動など、学校・教員が直接改善しにくい側面も含めて、生徒・親の希望に合う学校に通えるようになったという効果が上位に挙がっている。

つまり、個々の学校・教員が生徒・親のニーズ・欲求にตอบสนองしてサービスを改善するという効果とは別に、既存の学校の中から生徒・親が自らのニーズ・欲求に合ったものを選ぶという意味で、学校システム全体としての応答性を高める効果があるといえる。この効果は、学校・教員に誘因を与えることではなく、生徒・親を活動的な行為主体として扱うことから生じるものである。

そして、応答性が質の本質的な要素であるとするれば、応答性の向上によって質も向上するといえる。また、投入される資源の水準が一定であれば、質の向上によって効率性も向上すると考えられる。ただし、通学距離や兄弟・友人の通学などの点で生徒・親のニーズ・欲求に合った学校を選ぶという意味での応答性が、教育の質の多様な側面の中でどのくらい重要かは議論の余地がある。

②公平性・社会的包摂

(a) 選択と発言・参加

ルグランによると、準市場は、教育や発言力に恵まれた者に有利な発言モデルよりも公平である。しかし、日本の学校選択は、学校への発言・参加よりも公平であるとはいえない。ルグランは、イギリスでは恵まれない人（単純労働者、年収が低い人、低学歴の人）の方が選択を好むというデータを示していたが、日本では、学校選択制に賛成する割合は所得や学歴が高いほど多かった。ただし、選択を行使する割合と階層との関係については、調査・研究の結果は分かれていた。また、日本では、学校への発言・参加と階層との関係について多様な結果が示されており、発言モデルが恵まれた者に有利または不利であるとはいえなかった。

なお、ルグランは、準市場以外の方式でも、転居や私立学校への入学によって不公平や社会的分裂が生じると述べていた。しかし、日本では、学校の質と地価の関係は、選択制の導入以前も大きくなかった。また、学校選択制の導入後に私立学校への進学率や階層間の違いが減少したことは示されていなかった。

(b) 準市場における不公平・社会的分裂

他方で、日本の学校選択は、不公平や社会的分裂を拡大したともいえない。

まず、日本の公立小中学校はいいところ取りを行うことができないため、これによって不公平や社会的分裂が拡大することはないと考えられる。

次に、選択を行使する割合や入手・活用する情報が階層間で異なれば、不公平や社会的分裂が拡

大する可能性があるが、選択の行使と階層との関係については調査・研究の結果は分かれており、入手・活用する情報と階層との関係は極めて緩やかまたは非継続的だった。また、公立学校間で生徒の家庭の所得の違いが一般的に拡大したかどうかは示されておらず、生徒の成績の違いの変化は多様だった。

日本の学校選択では学校の序列化が生じており、学校間の人気の差はおおむね固定し、いくつかの自治体では拡大していた。しかし、これが不公平や社会的分裂の拡大をもたらしているかどうかは明らかではない。上述のように、学校間の生徒の成績の違いの変化は多様であり、学校間で教育の質や生徒の構成の違いが拡大したとはいえない。

日本の公立小中学校の選択は、いいとこ取りがないという点で、高校の選択とは異なっている。日本の高校は生徒を学力によって選抜し、生徒の学力は階層と関連している（児山2000：4）、入学できる高校が階層によって異なり、高校間で生徒の階層が異なる。つまり、高校の選択は階層間の不公平や社会的分裂を拡大するといえる。また、人気の高い高校は学力の高い生徒を選抜することができ、生徒の学力の高い高校は人気が高いため、高校間の人気の差と生徒の学力・階層の差は循環的・累積的に拡大する（児山1999：114-5、2001：13）。こうして、不公平や社会的分裂はさらに拡大する。他方、日本の公立小中学校は生徒を学力で選抜しないため、このようなメカニズムで不公平や社会的分裂が拡大することはない。

以上、日本の学校選択の効果について、準市場の優劣論の観点から考察してきた。その結果をまとめると次のとおりである。

第1に、日本の学校選択は、学校・教員に強い誘因や権限を与えず、個々の学校・教員の努力によって質・応答性（・効率性）を高める効果が大きいとはいえない。ただし、この効果は競争や情報という条件によって変わる可能性もある。

第2に、日本の学校選択は、生徒・親を活動的な行為主体として扱うことにより、生徒・親が自らの欲求・ニーズに合った学校を選べるという意味で、学校システム全体としての応答性（・質・効率性）を高める効果がある。ただし、このような意味での応答性が教育の質の中でどのくらい重要かは議論の余地がある。

第3に、日本の学校選択は、発言・参加よりも公平であるとはいえないが、いいとこ取りは行われておらず、不公平や社会的分裂を拡大したともいえない。

(3) 今後の課題

最後に、準市場の優劣論の観点から、学校選択に関する今後の調査・研究の主な課題を挙げる。

第1に、イギリスの学校選択において、学校・教員の努力によって質・応答性（・効率性）を高める効果がどのくらいあるかを明らかにすることである。日本の学校選択でこの効果が大きいとはいえなかった原因として、学校・教員への誘因が弱いこと、予算・人事に関する学校の権限が小さ

いこと、競争という条件が必ずしも満たされていないこと、学校・教員の努力によって向上できるような質に関する情報が生徒・親に提供されていないことなどが考えられた。他方、イギリスでは、学校が日本よりも強い誘因と権限を与えられ、各学校の成績も公表されている（本間・高橋編著 2000：98）。このようなイギリスの学校選択において、競争という条件が満たされた場合に、学校・教員の努力によって質・応答性を高める効果がどのくらいあるかを明らかにすることは重要な課題である。

第2に、日本の学校選択において、競争という条件が十分に満たされ、学校・教員が改善できるような質に関する情報が提供された場合に、学校・教員の努力によって質・応答性（・効率性）を高める効果がどのくらいあるかを明らかにすることである。日本の学校選択はこのような効果が大きいとはいえなかったが、競争や情報という条件が満たされた自治体・学校に限定すれば、効果はより大きくなる可能性もある。ただし、学校・教員への誘因や学校の権限が弱いことから、効果はやはり大きくない可能性もある。従って、この点は優先的に取り組むべき課題であるとはいえない。

第3に、日本の学校選択において、不公平や社会的分裂が拡大しているかどうかを明らかにすることである。これらの悪影響がいつどこ取りによって生じることはないと考えられるが、選択を行使する割合や入手・活用する情報が階層間で異なることから生じる可能性はある。2つの中学校の間で生徒の家庭の所得の違いが拡大した例を示した研究は、それが一般的であることを示していなかったが、そのことが否定されたわけではない。同様の手法を用いて多数の学校・自治体を調査・研究することは重要な課題である。

注

- (1) なお、「大人になって生活するのに学校に行くことは必要だと思う」という設問に否定的に回答した割合は、中学1年生の時点では指定校変更をした生徒の方が多かったが（加藤2006：395）、小学6年生時点の回答とは比較されていないため、選択の行使による影響かどうかは不明である。
- (2) 足立区の国語の点数の比率は2007年に94.2%に低下した（数学は94.4%に微減、英語は94.6%に微増）。また、社会の点数は上昇傾向だが、理科の2004～07年の点数の比率は95.2%、98.5%、98.0%、97.5%であり、2年連続で低下した。（嶺井編著2010：27）
- (3) 豊島区は、2001年に学校選択制を導入したが、東京都の平均点に対する比率は、2004～07年に5教科平均で101.6%、100.7%、99.5%、98.2%と低下した。（嶺井編著2010：28、嶺井・中川編著2005：57）
- (4) 他に、足立区が2005年と06年に中学2年生に対して行った学力調査では、点数の差は国語で縮小し、数学と英語で拡大した。同じく中学3年生に対する調査では、差は国語と数学で拡大し、英語で縮小した。（Yoshida et al. 2009: 468）
- (5) 他に、子供の生活圏が解体されていじめや不登校などの問題が多発する、同じ地域の子供や親の交流の場としての学校の機能が低下するという批判もあったが、これらの点に関する実証的な調査・研究は見られなかった。
- (6) これらの選択肢のうち、「子どもの個性に合った学校で学ぶことができた」以外のものは、2009年の保護者アンケートにはなかった。
- (7) 調査の概要は次のとおり。対象：兵庫県村岡町、鳥取県大栄町、島根県三刀屋町の小学校4・6年生、

- 中学校2年生、高校2年生の父母全員。方法：子供を経由しての自計調査。時期：1985年度。配布数：記載なし、有効回収数：小学生父母782、中学生父母365、高校生父母499。(高口1987：36,43)
- (8) 調査の概要は次のとおり。対象：関東地方のある県のある小学校の全児童の保護者。方法：学級担任を通して配布・回収した質問紙調査（質問紙は封筒に密封して回収）。時期：2009年4月。配布数：524、有効回収数：495。(城内・藤田2011：89)
- (9) ルグランによると、「質」は多様な意味を持つが、利用者にとって最も重要なのは過程（丁寧さ、敬意など）と成果（技能の習得など）である。「効率性」の高いサービスとは、与えられた水準の資源から可能な限り高い質・量のサービスを提供するものである。「応答性」とは、利用者のニーズや欲求に応答することであり、質の本質的な要素である。(児山2011：28)
- (10) 大規模な教育委員会は生徒数などを基準に学校予算を配分し、中小規模の教育委員会は学校の予算要求（必要な物品などを積み上げたもの）を査定して予算を配分し、小規模な教育委員会の一部は物品を自ら購入して学校に配布すると言われる。(小川編著1996：103-5)
- (11) ルグランの定義に従えば、「競争」のうち「選択に応じて資金が配分され」という側面（児山2011：23）が弱いといえる。ただし、選択に応じて資金が配分されることは、準市場の条件としての「競争」ではなく、準市場の定義の中の「交換関係」（サービスと対価の関連性）（児山2004：134-5）に含まれると考える。
- (12) 学校・教員の権限が弱いことは、準市場の定義の中の「交換関係」の前提（供給者の権限）（児山2004：134-5）が弱いことを意味する。準市場の「市場」の側面（交換関係）には、供給者の権限、利用者の権限、サービスと対価の関連性という3つの要素があるが（同上135）、日本の学校選択制は、利用者の権限だけが強化された「3分の1の準市場」であるといえる。
- (13) 関東・中部地方の教員へのアンケート調査によると、「教師にはプライベートな生活を過ごす時間をもっと保証すべきである」「教師は自分自身の趣味などの生活をもっと充実したものにすべきだ」という項目に「そう思う」と回答した割合は61.1%、70.4%、「ややそう思う」は30.2%、25.8%だった。他方、「教師は居住している地域においても教育的な役割を担うべきだ」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は4.5%、20.8%だった。調査の概要は次のとおり。対象：関東・中部地方の4市町の公立小中学校の全本務教員など。方法：質問紙を配布し、勤務校に設置した回収用パックに回答済の質問紙を投入、返送。時期：2000年2～3月。対象数：903、有効回収数：718。(久富編著2003：59-61, 80)
- (14) 東京都の公立小学校の教員へのアンケート調査では、同僚の中で低く評価している教員を1人選んでもらい、「生徒の要望に耳をかたむけない」という特徴がその教員に当てはまるかどうかを尋ねたところ、「非常にそうである」が16.8%、「どちらかというところである」が27.1%、「どちらともいえない」が23.5%、「どちらかというところでない」が7.7%、「まったくそうでない」が4.7%、「N.A.」が20.2%だった。この回答の分布は、「あまり勉強していない」という特徴についての回答（それぞれ、17.6%、26.6%、27.1%、6.4%、3.6%、18.8%）に近かった。調査の概要は次のとおり。対象：東京都区部の公立小学校在職教員（28分の1を抽出）。方法：調査票の配布・回収は留置法による。時期：1976年11月～77年2月。対象数：801、有効回収数：613。(石戸谷・門脇編1981：584-5, 617)

参照資料

- 石戸谷哲夫、門脇厚司編（1981）『日本教員社会史研究』（亜紀書房）。
- 石渡嶺司、庄村敦子、内山洋紀（2006）「学校選択制 全国の『攻防』」、『AERA』19巻55号、37-40頁。
- 小川正人編著（1996）『教育財政の政策と法制度——教育財政入門』（エイデル研究所）。
- 加藤美帆（2006）「中学校進学における学校の『選択』についての社会的考察——パネル調査の分析から」、『人間文化論叢』（お茶の水大学）9巻、389-397頁。

- 菊池正憲、各務滋 (2004)「公立小中学校選択制ランク」、『AERA』17巻52号、34-38頁。
- 菊池正憲、石渡嶺司、庄村敦子 (2006)「公立小中の天国と地獄」、『AERA』19巻55号、18-23頁。
- 菊池正憲、小林哲夫、柿崎明子、甲斐さやか (2008a)「公立中学の『選択格差』」、『AERA』21巻41号、31-36頁。
- (2008b)「公立小選択の『絶望格差』」、『AERA』21巻42号、31-36頁。
- 教育ジャーナル (2001)「学校選択制を導入した品川区 (東京都) 2年目は308人が他校区へ」、『教育ジャーナル』40巻3号、10-13頁。
- 久富善之 (2000)「日本型学校選択制はどうか——東京・足立区三年間の『大幅弾力化』に関する調査から考える」、池上洋通、久富善之、黒沢惟昭『学校選択の自由化をどう考えるか』(大月書店)、89-124頁。
- (2005)「学校選択問題の理論・比較・実証——公立学校を『つくる』自由とその公的認証めぐる理論問題・制度問題」、『教育学研究』72巻1号、64-73頁。
- 久富善之編著 (2003)『教員文化の日本の特性——歴史、実践、実態の探求を通じてその変化と今日の課題をさぐる』(多賀出版)。
- 児玉洋介 (2000)「足立区における『通学区域自由化』問題の経過とその歴史的背景を考える」、『民主教育研究所年報』創刊号、36-59頁。
- 児山正史 (1999)「教育の自由化論争と文部省の政策 (1) ——公共サービスにおける利用者の選択」、『法政論集』(名古屋大学) 178号、87-120頁。
- (2000)「日本の高校の選択 (1) ——公共サービスにおける利用者の選択」、『人文社会論叢 (社会科学篇)』4号、1-20頁。
- (2001)「日本の高校の選択 (2・完) ——公共サービスにおける利用者の選択」、『人文社会論叢 (社会科学篇)』5号、1-19頁。
- (2004)「準市場の概念」、日本行政学会編『〔年報行政研究39〕ガバナンス論と行政学』(ぎょうせい)、129-146頁。
- (2011)「イギリスにおける準市場の優劣論——ルグランの主張と批判・応答」、『季刊行政管理研究』133号、17-31頁。
- 佐貫浩 (2010)『品川の学校で何が起きているのか——学校選択制・小中一貫校・教育改革フロンティアの実像』(花伝社)。
- 品川区教育政策研究会編 (2009)『検証 教育改革——品川区の学校選択制・学校評価・学力定着度調査・小中一貫教育・市民科』(教育出版)。
- 城内君枝、藤田武志 (2011)「階層と社会関係資本が保護者の学校参加に及ぼす影響——S小学校の事例調査を通して」、『学校教育研究』26号、87-98頁。
- 高口明久 (1987)「地域社会における学校と父母——『父母の教育意識』論の今日的課題」、『教育学研究』54巻2号、34-43頁。
- 瀧井宏臣 (2009)「広がる学校選択制見直しの動き」、『世界』1月号、241-249頁。
- 内閣府 (2006)『学校制度に関する保護者アンケート 調査結果』(内閣府ホームページ)。
- (2009a)『学校教育に関する保護者アンケート 調査結果』(内閣府ホームページ)。
- (2009b)『教育委員会アンケート集計結果』(内閣府ホームページ)。
- 中村亮介 (2009)「学校選択制が学力に与える影響の実証分析——東京都学力パネルデータを用いて」、『エコノミア』60巻2号、57-74頁。
- 橋野晶寛 (2003)「公立学校選択制の計量分析」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』43巻、355-364頁。
- 橋本敏明 (2008)「新自由主義教育改革と地域——現場から見える格差と共同の破壊」、佐貫浩、世取山洋介編『新自由主義教育改革——その理論・実態と対抗軸』(大月書店)、83-95頁。

- (2009)「東京・足立に見る学校選択制と学校統廃合」、『人間と教育』61号、54-59頁。
- 廣田健 (2004a)「学校選択制の制度設計と選択行動の分析」、堀尾・小島編、51-63頁。
- (2004b)「学校選択の現状と課題」、堀尾・小島編、145-157頁。
- 廣田健、深見匡 (2001)「東京都品川区における学校選択制の展開——『ブロック化』初年度における動向を中心に」、『民主教育研究所年報』2号、316-338頁。
- 福島裕敏 (2000)「A1小学校でおこったこと——通学区域の弾力的運用のインパクトと学校づくりの取り組み」、『民主教育研究所年報』創刊号、92-107頁。
- ベネッセ(ベネッセ未来教育センター編) (2005)『[モノグラフ・中学生の世界VOL.79] 保護者の学校選択』(<http://www.crn.or.jp/LIBRARY/CYUU/VOL79/index.html>)。
- 本間政雄、高橋誠編著 (2000)『諸外国の教育改革——世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向』(ぎょうせい)。
- 嶺井正也編著 (2010)『転換点にきた学校選択制』(八月書館)。
- 嶺井正也、中川登志男 (2007)『学校選択と教育バウチャー——教育格差と公立小・中学校の行方』(八月書館)。
- 嶺井正也、中川登志男編著 (2005)『選ばれる学校・選ばれない学校——公立小・中学校の学校選択制は今』(八月書館)。
- 文部科学省 (2008)「小・中学校における学校選択制等の実施状況について」(文部科学省ホームページ)。
- (2010)「学校選択制の状況について」(文部科学省ホームページ)。
- 安田洋祐編著 (2010)『学校選択制のデザイン——ゲーム理論アプローチ』(NTT出版)。
- 山本由美 (2004a)「品川区『教育改革』の全体像と問題点」、堀尾・小島編、39-50頁。
- (2004b)「荒川区『教育改革』の現状と問題点——学校選択、『学力テスト』、教育特区」、堀尾・小島編、91-113頁。
- 吉田あつし (2007)「導入進む学校選択制 公立間の学力差は縮小」、『日本経済新聞』2007年8月24日、朝刊31面。
- 吉田あつし、張璐、牛島光一 (2008)「学校の質と地価——足立区の地価データを用いた検証」、『季刊 住宅土地経済』68号、10-18頁。
- 若月秀夫編著 (2008)『学校大改革 品川の挑戦——学校選択制・小中一貫教育などをどう実現したか』(学事出版)。
- Yoshida, Atsushi, Katsuo Kogure and Koichi Ushijima (2009) "School choice and student sorting: Evidence from Adachi Ward in Japan," *The Japanese Economic Review*, vol.60, no.4, pp.446-472.